



フジ



シラカバ



ウグイス

概要版

男女共同参画プラン

—男女が個人として尊重され、地域のあらゆる分野で共に参画し、責任を担うまち—

プラン策定の趣旨

「男は仕事、女は家庭」といった性別や役割分担にとらわれることなく、女性と男性が対等なパートナーとして共に生き生きと暮らすことができる社会の実現が求められています。

平成11年6月23日「男女共同参画社会基本法」が施行され、翌年には、国の「男女共同参画基本計画」が示されました。

これを受けて福島県も平成13年には「ふくしま男女共同参画プラン」、翌14年に「男女共同参画推進条例」を制定し、男女がお互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指すこととなりました。

町でも、平成13年に「下郷町男女共同参画社会推進協議会」を設立。平成15年から平成21年までの7年間にわたり、各集落を会場に男女共同参画社会の推進に関する講座や座談会を開催し、広く皆さんのご意見を伺い、平成22年に下郷町のプランを作成すべく

検討委員会を立ち上げ、皆さんの意見を反映させた「下郷町男女共同参画プラン」

を作成したところです。この冊子は、同プランの概要版となっています。

町のこれまでの動き

平成13年度	「下郷町男女共同参画社会推進協議会」設立	
平成15年度	男女共同参画社会推進講座（集落座談会）	8集落
平成16年度	男女共同参画社会推進講座（集落座談会）	10集落
平成17年度	男女共同参画社会推進講座（集落座談会）	7集落
”	男女共生のつどい in 南会津（下郷町開催）	ふれあいセンター
平成18年度	男女共同参画社会推進講座（集落座談会）	10集落
平成19年度	男女共同参画社会推進講座（集落座談会）	6集落
平成20年度	男女共同参画社会推進講座（集落座談会）	4集落
平成21年度	男女共同参画社会推進講座（集落座談会）	2集落
平成22年度	「男女共同参画プラン策定検討委員会」設置	
平成23年3月	「男女共同参画プラン」策定	

プランの期間

本プランの期間は、平成22年度から平成32年度までの10年間です。ただし、計画の進捗状況や社会情勢の変化等により修正等が必要な場合は、計画の見直しを行うことになっています。

プランの体系

基本目標 1

みんなで取り組む 男女共同参画の環境づくり

町に住むすべての人が自分らしく生き生きとした生活を送るためには、「男は仕事、女は家庭」といった性別によって役割を固定化する考え方や、地域における男女間格差などについて見直しをしていく必要があります。このため、社会制度・慣習の見直しや男女共同参画意識の啓発に取り組むことで「みんなで取り組む男女共同参画の環境づくり」を進めます。



基本目標 2

みんなが安心して 暮らせる地域づくり

すべての人が生き生きと自分らしい生き方を選択できる社会づくりを進めるためには、ここに住むすべての人が尊重され、自分らしさを十分に発揮できる環境づくりを進める必要があります。このため、すべての人の多様性や人権、健康などが尊重される社会づくりに取り組むことで「みんなが安心して暮らせる地域づくり」を進めます。



基本目標 3

みんなが主役のまちづくり

年齢や性別などに関わりなく誰もがその能力を十分に発揮できるまちづくりを実現するためには、すべての町民が地域づくりやまちづくりに積極的に参加できる環境づくりを進めるとともに、町民、企業、行政がそれぞれ連携して各種施策に取り組む必要があります。また、本来、地域が持つ助け合いの精神や教育、子育て、防犯などの互助機能を再生・創造し、共に支え合い活躍できる地域づくりを進める必要があります。このため、女性の参画促進や各種団体の育成、ネットワークづくりなどを行うとともに、そのために必要な環境整備や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）などを促進し、「みんなが主役のまちづくり」を進めます。





施策の方向

基本目標 1 みんなで取り組む 男女共同参画の 環境づくりに向けて

- (1)男女共同参画に関する調査と啓発の推進
 - ①地域における社会通念・慣習の見直し
 - ②男女共同参画意識の啓発
- (2)男女共同参画に関する教育・学習の推進
 - ①家庭における教育・学習の推進
 - ②学校における教育・学習の推進
 - ③職場における教育・学習の推進
- (3)メディアにおける男女平等の配慮
 - ①情報発信(メディア)についての実態の把握と配慮

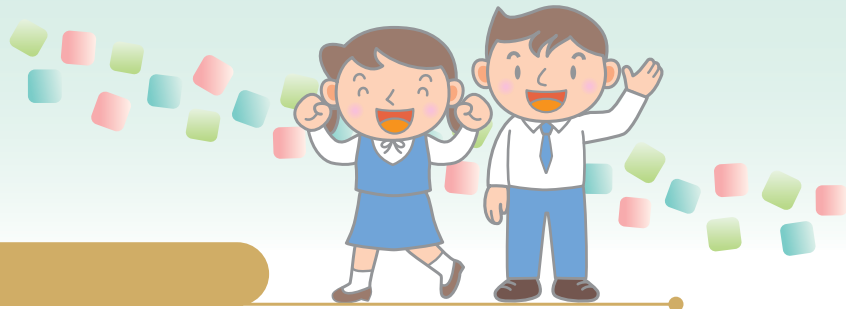
基本目標 2 みんなが安心して 暮らせる地域づくり に向けて

- (1)人権と多様性が尊重される教育・啓発の推進
 - ①人権と多様性が尊重される教育・啓発の推進
 - ②人権を守る環境づくり
 - ③セクハラ等防止対策
 - ④みんなにやさしいまちづくり
 - ⑤国際的協調
- (2)男女間の暴力の根絶
 - ①男女間の暴力を根絶するための環境づくり
- (3)生涯にわたる健康づくりの推進
 - ①総合的な健康福祉施策の充実
 - ②HIV(エイズ)、性感染症対策
 - ③男女の性と健康についての啓発
 - ④性別に特有な病気の予防・啓発
 - ⑤健康なこころの維持

基本目標 3 みんなが 主役のまちづくり に向けて

- (1)女性の参画促進と人材育成
 - ①政策・方針決定過程への女性の参画促進
 - ②女性の人材育成と能力開発及びエンパワーメントの推進
- (2)仕事と生活の調和の推進
 - ①雇用の場における男女平等の推進
 - ②女性の再就職等の支援
 - ③ワーク・ライフ・バランスの推進
 - ④子育て支援の充実
 - ⑤家事・育児・介護への男性の参画促進
- (3)地域コミュニティの再生と創造の推進
 - ①地域コミュニティの活性化支援
 - ②地域力の再生支援
 - ③伝統文化(行事)の保存・継承
 - ④活躍の場づくり





用語の説明

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。（男女共同参画社会基本法第2条）

男女共同参画社会基本法

「男女共同参画社会」の実現を、21世紀の日本社会の最重要課題とし、その基本理念と施策の方向を定めた法律のことです。

男女共同参画基本計画

「男女共同参画社会基本法」に基づき定められた法定計画です。

平成12年に第一次男女共同参画基本計画が策定されてから、平成17年、平成22年の2回計画の見直しが行われています。

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

国民一人ひとりが、やりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期・中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることです。

セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)

性的な嫌がらせ行為を指します。相手の意に反した性的な性質の言動や、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、大衆の目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示などがあげられます。

エンパワーメント

力をつけることをいい、政治、経済など社会のあらゆる分野で、自分たちのことは自分たちで決め、行動できるような能力を身につけることを意味します。平成7年に開かれた第4回世界女性会議におけるキーワードにもなっています。



下郷町男女共同参画プラン 概要版

発行：平成25年11月

下郷町男女共同参画社会推進協議会

事務局 下郷町教育委員会社会教育係

〒969-5345 福島県南会津郡下郷町大字塩生字大石1000番 TEL 0241-69-1168

E-mail shakai_kyouiku_01@town.shimogo.fukushima.jp

ホームページ <http://www.town.shimogo.fukushima.jp/>